

## 児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について (概要)

### 1. 制定の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）第5条による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「改正後児童虐待防止法」という。）第12条第3項において、一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができることとされたところ。
- 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成20年厚生労働省令第30号）を改正し、改正後児童虐待防止法第12条第3項に基づく面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときの手続について、その具体的内容を規定することとする。

### 2. 制定の概要

- 児童相談所長は、改正後児童虐待防止法第12条第3項の規定に基づき、保護者と児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 改正後児童虐待防止法第12条第3項

### 4. 公布日

- 公布日：令和7年7月下旬（予定）